

千葉県最低賃金をただちに時給 1500 円以上に引き上げるとともに、

地域間格差の解消を求める要請書

千葉地方最低賃金審議会会長 様

厚生労働大臣 様

中央最低賃金審議会会長 様

■ 要 請 趣 旨 ■

労働基準法第一条は、「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」と定めています。私たちは8時間働けば人間らしい生活ができる最低賃金の実現を求めます。

現在の千葉県における最低賃金は時給 984 円であり、法定労働時間で換算すると年収は 200 万円程度にしかならない状況にあります。この金額は年収 200 万円未満のワーキングプアと位置付けられる低所得者とほぼ同じ水準であり、「働きがい」があるとは言えません。特に今年は歴史的な物価高の中で労働者のいのちとくらしを守るため、ただちに時給 1500 円以上に改定していただくよう要請します。

また最低賃金の地域間格差が年々広がり、時給で 219 円にも及んでおり、労働人口の流動による地方の人口減を加速させる要素のひとつとなっているものと考えます。地方の地域経済を下支えし、人口減少に歯止めをかけ、地域経済を再生するために全国一律最低賃金とすることを求めます。

新型コロナウイルス感染拡大や物価高による資材高騰の影響で、売り上げが激減している企業が多くあります。最低賃金の引き上げに当たっては、大企業の内部留保金に適正課税をして財源を確保し、中小企業・小規模事業者に対して、最低賃金の引き上げを保障する特別な財政措置（持続化給付金再給付や家賃補助、社会保障費の事業者負担分の軽減など）の拡充を要請します。

■ 要 請 項 目 ■

1. 千葉県の最低賃金をただちに時給 1500 円以上に引き上げること。
2. 最低賃金法を全国一律最低賃金制度に改正すること。
3. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため中小企業・小規模事業者に対する各種助成金を拡充すること。

氏 名	住 所